

つちはし事務所通信

7

July
2013



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2013年7月1日

最新情報

キャリアアップ助成金が新設されました!!

雇用保険二事業の一環として、有期契約労働者等*の企業内でのキャリアアップ等を支援する事業主に対する包括的な助成制度として、「キャリアアップ助成金制度」が創設されました(平成25年度の予算成立を受け、本年5月16日から施行)。その概要を紹介します。

◆キャリアアップ助成金制度の概要◆

助成内容(下記の6つのコースがあります)	助成額 ……()の額は大企業の額
正規雇用等 転換 正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます。)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規:1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期:1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規:1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、一定の額を加算
人材育成 (注) 有期契約労働者等に、「一般職業訓練(OFF-JT)」または「有期実習型訓練(ジョブ・カードを活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)」を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 ・賃金助成:1h当たり800円(500円) ・経費助成:上限20万円(15万円) OJT《1人当たり》 ・実施助成:1h当たり700円(700円)
処遇改善 すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) ※「職務評価」の手法を活用の場合、一定額を上乗せ
健康管理 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円)
短時間正社員 短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、一定額を加算
パート労働時間延長 有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円)

(注) 重点分野等(健康、環境、農林漁業等)の事業主が実施する人材育成については、より手厚い助成措置が実施されています。

☆ 有期契約労働者等のキャリアアップ等を促進すると、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。キャリアアップ助成金を活用できる今がチャンスです。詳細について、気軽にご相談ください。

新情報！

受動喫煙防止対策助成金制度の対象が拡大されました！

今までは、旅館業、料理店、飲食店に限定されていた「受動喫煙防止対策助成金」ですが、対象範囲が、「業種を問わず全ての中小企業事業主」に拡大されました。受動喫煙防止のためにオフィスの工事を検討される際などに、活用することができます。

■□■ 受動喫煙防止対策助成金制度の改正の概要 ■□■

◇改正のポイント◇

- ・旅館業、料理店、飲食店に限定する要件を削除（対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大）。
- ・助成率を、喫煙室の設置費用の4分の1から「2分の1」に引き上げ。

◇改正後の制度概要◇

1. 対象事業主

- ・労災保険の適用事業主であること
- ・中小企業事業主であること

業種	①常時雇用する労働者の数	②資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

2. 助成の対象となる費用

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

※工事の着工前に「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」を所轄都道府県労働局長に提出し、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

3. 助成率・交付額

喫煙室の設置等などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1（上限200万円）



☆非喫煙者・喫煙者の双方に有益な情報だと思います。助成金を活用できるこの機会に、喫煙室の設置を考えてみてはどうでしょうか？助成金の申請手続き等の詳細について、お気軽にご相談ください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆4月にお知らせしたアベノミクス的助成金「若者チャレンジ奨励金」は35歳未満の人を正社員化のために訓練したら1ヵ月15万円出るという大型助成金でしたが、事業所によっては「うちは35歳未満の人の応募がなくて…」の声も。そのような会社でも使えるのが、今月ご紹介している「キャリアアップ助成金」です。助成額は訓練時間数に応じて時給700円～800円と、若者チャレンジ奨励金よりは少ないものの、年齢制限なし、業種制限なし、は魅力的。手続きは若者チャレンジ奨励金とよく似ているので、一緒に計画書を出すのもオススメです。

☆平成25年度の労働保険の年度更新と労働保険料の納付期限、そして社会保険の算定基礎届の提出の期限は7月10日(水)までとなっています。当事務所に事務委託されている事業所様は労働保険料の納付書を郵送しておりますので、納付をお忘れのないようお願いいたします。

☆社会保険料の算定作業は、1年間の社会保険料決定作業を7月1日～10日のたった10日でやるという荒業。賃金台帳をお預かりして、入力して、計算して、月額変更の漏れがないか、保険料の控除は適正かなど山盛りチェックして……。皆様、この時期行き届かないこともありましようが、ご協力よろしくお願いたします。